

立川市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 12 月 12 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 24 条第 5 項の規定による。

立川市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

立川市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和35年立川市条例第27号）の一部を次のように改正する。
次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(介護休暇)</p> <p>第11条 職員は、<u>配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）又は2親等内の親族で負傷、疾病又は老齡により日常生活を営むことに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護をするため、その勤務しないことが相当であると認められるときは、引き続き14日以上180日以下の期間で介護休暇を受けることができる。</u></p> <p>2 介護休暇については、立川市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年立川市条例第16号。以下「給与条例」という。）第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>(介護時間)</p> <p>第11条の2 <u>職員は、要介護者の介護をするため、その勤務しないことが相当であると認められるときは、1日を通じて2時間を超えない範囲内で勤務しないこと（以下「介護時間」という。）の承認を受けることができる。</u></p> <p>2 <u>介護時間の承認は、介護時間取得の初日から連続する3年の期間内とし、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。この場合において、第10条の規定による育児時間又は立川市職員育児休業等条例（平成4年立川市条例第19号）第7条に</u></p>	<p>(介護休暇)</p> <p>第11条 職員は、<u>要介護者の介護を必要とする場合で、その勤務しないことが相当であると認められるときは、引き続き14日以上180日以下の期間で介護休暇を受けることができる。</u></p> <p>2 介護休暇については、立川市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年立川市条例第16号。以下「給与条例」という。）第12条及び第13条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p>

規定する部分休業を承認されている職員については、2時間から当該育児時間又は部分休業を減ずるものとする。

3 職員が前項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限)

第14条 任命権者は、次の各号に掲げる職員から当該各号に定める請求があったときは、公務に支障があるときを除き、深夜(午後10時から翌日午前5時までの間をいう。以下この条において同じ。)における勤務をさせてはならない。

(1) 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜において常態として当該子を養育することができるものとして任命権者が別に定める者に該当する場合における当該職員を除く。) 当該子の養育のための請求

(2) 要介護者の介護をする職員 当該要介護者の介護のための請求

2 前項に規定するもののほか、育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限に関し必要な事項は、任命権者が定める。

(育児又は介護を行う職員の時間外勤務の免除)

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限)

第14条 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして任命権者が別に定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が当該子を養育するために請求したときは、公務に支障があるときを除き、深夜における勤務をさせてはならない。

2 前項の規定は、配偶者(届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)又は2親等内の親族で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むことに支障があるもの(以下「要介護者」という。)を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「子」とあるのは「要介護者」と、「養育」とあるのは「介護」と読み替えるものとする。

(育児を行う職員の時間外勤務の免除)

第14条の2 任命権者は、次の各号に掲げる職員から当該各号に定める請求があったときは、公務に支障がある場合を除き、第13条に規定する勤務（以下「時間外勤務」という。）をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。

(1) 3歳に満たない子を養育する職員 当該子の養育のための請求

(2) 要介護者の介護をする職員 当該要介護者の介護のための請求

2 前項に規定するもののほか、育児又は介護を行う職員の時間外勤務の免除に関し必要な事項は、任命権者が定める。

第14条の2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員が当該子を養育するために請求した場合には、公務に支障がある場合を除き、第13条に規定する勤務（以下「時間外勤務」という。）をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。

2 前項に規定するもののほか、育児を行う職員の時間外勤務の免除に関し必要な事項は、任命権者が定める。

附 則

1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の立川市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第11条の2に規定する介護時間及び同条例第14条の2に規定する時間外勤務の免除に係る請求等は、この条例の施行の日前においても行うことができる。